

委員会提出議案第2号

適正な地域医療提供体制の構築に向けた再編・統合の  
在り方を示すことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定  
により提出します。

令和2年6月19日 提出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小西政宏

## 適正な地域医療提供体制の構築に向けた再編・統合の在り方を示すことを求める意見書

厚生労働省は昨年9月26日に、再編・統合の検討が必要として424の公立・公的医療機関等の名称を公表した。これは1,455の公立・公的医療機関等を対象に、「診療実績が少ない」、「他の医療機関と競合している」などの基準により全国一律的に抽出したうえ、病床数の削減・変更、診療体制の見直し等を求めたものである。

県下では名称を公表された5つの医療機関等のほか、「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等も対象に含め議論するよう求められているが、それぞれの医療機関等が有している歴史的成り立ちや、さらには地域での役割、交通事情、へき地医療が直面する医師・看護師の慢性的な人手不足などが診療実績に与える影響への配慮がなされていない。

他方、現在、国際的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数の減少などが原因で医療機関等の経営状況が悪化するなか、感染症患者の受け入れをしている医療機関等はその対応に追われるなど、更に厳しい状況にある。

しかしながら、現在の地域医療機関等は、地域住民が求める医療を提供し、地域にとっては、かけがえのない役割を果たしており、それら医療機関等の統合や廃止には、住民の意思、医療機関等の成り立ちと地域の要求を踏まえるとともに、医師・看護師の人手不足や交通事情など、地方における公立・公的医療機関等を取り巻く深刻な医療事情や、新型コロナウイルス感染症など社会的危機をもたらす感染症の大流行への備えなど、医療崩壊を防ぐための対策も考慮するなど、それぞれの地域における医療の実態を様々な角度から慎重に検討することが必要である。

よって、国においては、地域医療における真に適正な提供体制の構築に向け、再編・統合のあり方について、改めて議論が尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣